

## 議案第73号

みやき町情報公開条例の一部を改正する条例について

みやき町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、みやき町情報公開条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町情報公開条例の一部を改正する条例

みやき町情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「できるもの」の次に「であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町情報公開条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるものであって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>